**平成２２年（フ）第３７６９号**
東京都練馬区下石神井５丁目６―10―103
債務者　西　笑理香
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３７７０号**
東京都渋谷区東２丁目25―36―1426
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２９３号**
横浜市金沢区並木１丁目15番５―102号
債務者　小林もとみ（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４２７号**
横浜市青葉区桂台２丁目１番地10
債務者　首藤　倍枝
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４５６号**
横浜市旭区今宿西町234番地　エトワールＡ101号
債務者　長谷川敏男
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４５７号**
横浜市旭区今宿西町234番地　エトワールＡ101号
債務者　長谷川万紀子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２５８号**
横浜市鶴見区北寺尾３丁目10番13―1009号
債務者　若竹　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２５９号**
横浜市鶴見区北寺尾３丁目10番13―1009号
債務者　若竹　眞理
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４３３号**
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番28―206号
債務者　荒川　美保
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２６５号**
横浜市泉区岡津町2794番地９　ランドシティ緑園都市309号
債務者　今野　康夫
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１０３０号**
静岡県焼津市柳新屋457番地の１　グリーンハイツ萩原Ｄ棟102号室
債務者　海野八重子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４６号**
静岡県牧之原市細江1499番地６
債務者　杉山　伸子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０４号**
岡山県備前市麻宇那1248番地１　市営住宅２～７
債務者　早瀬　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２号**
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場3216番地
債務者　菊池　信子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月６日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２１年（フ）第３１１号**
広島県福山市幕山台６丁目14番17号
債務者　三島　清秀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第７号**
秋田県能代市字昇平岱23番地54
債務者　菊池満喜子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部